記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 (6) 個人の経営に係る調査事業所でないこと。 ロ 次に掲げる全ての要件に該当するもの (1) 本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2) 指定事業所でないこと。 (3) 従業者数が三百人以上である調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (4) 所在地が町村の区域に属すること。 (5) 個人の経営に係る調査事業所でないこと。				
五 企業の調査事業所のうち次に掲げるもの、外国の法人の調査事業所（調査用名簿に記載されているものに限る。）及び法人以外の団体の調査事業所（指定事業所に限る。） イ 次に掲げる全ての要件に該当するもの (1) 本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2) 指定事業所でないこと。 (3) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (4) 従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として調査用名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。	総務大臣及び経済産業大臣	五の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業等の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に識別符号を記載した書類又は調査票を送付すること。	総務大臣及び経済産業大臣	五の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業等の本所となる調査事業所の事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機において受信すること又は同欄に掲げる調査事業所を有する企業等の本所となる調査
府県知事が調査票を回収すること。				

へ 一の項第一欄ハに掲げる調査事業所でないこと。				
五 企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの イ 本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ 指定企業の調査事業所でないこと。 ハ 従業者数が三百人以上である調査事業所として事前名簿に記載されていること。 ニ 所在地が町村の区域に属すること。	総務大臣及び経済産業大臣	五の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を送付すること。	都道府県知事	五の項第一欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。
六 企業の調査事業所のうち次に掲げるもの イ 次に掲げる全ての要件に該当するもの (1) 本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2) 指定企業の調査事業所でないこと。 (3) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (4) 従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 (5) 二以上の都道府県の区域にわたって調査事業所を有する企業の調査事業所（同一の都道府県の区	総務大臣及び経済産業大臣	六の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業等の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。	総務大臣及び経済産業大臣	六の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業等の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。